

通勤災害（労災）の認定基準

まずは通勤の定義をご紹介します、ウラ面に通勤災害の具体例を掲載します。

労働者災害補償保険法 第 7 条第 2 項

通勤とは、労働者が、**就業に関し**、次に掲げる移動を、**合理的な経路及び方法**により行うことをいい、**業務の性質を有するものを除くものとする。**

法改正による追加

1. 住居と就業の場所との間の往復
2. 厚生労働省令で定める 就業の場所から**他の就業の場所**への移動
3. 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する**住居間**の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

就業に関し

往復行為が業務に密接な関係を有して行われることが必要です。

合理的な経路

会社へ届け出ている交通機関を利用する経路だけでなく、それと代替できる他の経路も含まれます。よって、気分転換にバス停 1 つ分を徒歩にて通勤する経路も合理的な経路とみなされます。

合理的な方法

通常用いることが可能な交通手段は、日ごろから利用しているか否かにかかわらず、合理的な方法に含まれます。つまり、会社が禁止しているマイカー通勤や、通勤手当が支給されない距離のバス通勤であっても、合理的な方法とみなされます。

業務の性質を有するもの

出張に関しては、直行・直帰を含めた移動中や宿泊中をもあわせて業務の性質を有するとされます。（勤務時間とみなされるわけではないので、賃金の計算とは別物）

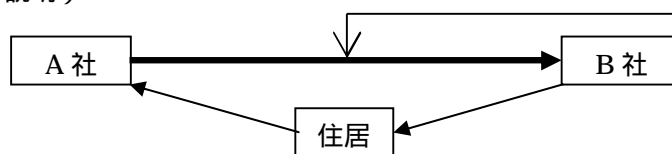
距離にもよりますが、営業マンの取引先への直行・直帰や建設業者の作業現場への直行・直帰は、一般的には通勤扱いとなります。

住居

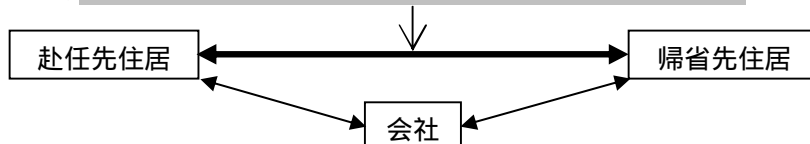
日常生活の拠点となる場所ですが、単身赴任者の帰省先住居、早出出勤や交通事情・気象条件による一時的宿泊先も含まれます。

法改正による追加部分

ア. 1 日に 2 つ以上の会社に勤務する場合（パートなどの複数就業者）は、**就業場所間の移動**は通勤となります。（2. の説明）



イ. 単身赴任者の、**赴任先住居から帰省先住居への移動**またはその逆の移動は通勤となります。（3. の説明）



逸脱・中断（トラブル多し）

往復の経路を逸脱（就業または通勤とは関係のない目的で合理的な経路から外れること）したり、往復を中断（通勤のための経路は外れていないが、通勤とは関係のない行為を行なうこと）した場合は、その後の往復は通勤とはなりません。

ただし、逸脱または中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものを、やむを得ない事由により行なうための最小限度のものであれば、その逸脱または中断の間を除いて、その後の往復も通勤となります。なお、逸脱した場合は、合理的な経路に復帰することが、通勤の条件となります。

（ウラ面へつづく）

逸脱・中断として取り扱われないもの(ささいな行為)

次のものは、行為中であっても通勤とみなされます。

- ア. 経路の近くにある公衆トイレを利用する場合
- イ. 経路の近くにある公園での短時間の休息
- ウ. 経路上の店でタバコや新聞、雑誌等を購入する場合
- エ. 駅構内でのジュースの立ち飲み

日常生活に必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの

- ア. 日用品の購入その他これに準ずる行為
- イ. 職業訓練(詳細は省略)または教育訓練(詳細は省略)であって、職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ウ. 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- エ. 病院または診療所において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為

通勤災害の具体例

- ア. 業務終了後の事業場施設内でのサークル活動に参加した後、帰宅途中に災害に遭遇した場合は、帰路に就いたのが業務終了後2時間以内であれば、業務との関係が失われていないと判断され、通勤災害となる。
- イ. 家族の看護のため、寝泊りしている病院から出勤途中に災害に遭遇した場合は、病院は一時的宿泊先と判断され、通勤災害となる。
- ウ. 帰宅途中に理髪店に立ち寄って調髪し、帰路に復帰した後に災害に遭遇した場合は、調髪が日常生活に必要な行為と判断され、通勤災害となる。
- エ. 女性が、夜遅い時間に、暗くて人通りの少ない大都心周辺の住宅散在地を通勤する途中において、ひったくりに襲われて負傷した場合は、一般的に発生し得る危険が具体化したものであると判断され、通勤災害となる。

通勤災害とならなかった具体例

- ア. マイカー通勤者が、昼休み中に、職場近くの病院に通院する家族を自家用車に乗せて、自宅まで送る途中に災害に遭遇した場合は、業務との関係が失われた個人的行為と判断され、通勤災害とならない。
- イ. 帰宅途中に会社の同僚宅でマージャンをやり、そのまま同僚宅に宿泊し、翌朝そこから同僚と一緒に会社に出勤する途中に災害に遭遇した場合は、住居とならないと判断され、通勤災害とならない。
- ウ. 帰宅途中に会社の同僚と一緒に会社の隣の喫茶店で40~50分間雑談し、その後の帰宅途中に災害に遭遇した場合は、短時間の休息とは判断されず、通勤災害とならない。
- エ. 私傷病で早退して病院で治療を受け、そのまま3日入院した後の帰宅途中に災害に遭遇した場合は、最小限度のものとは判断されず、通勤災害とならない。

ということは、保育園に通うお子様を送り迎えする行為、自己啓発のために英会話学校に通う行為、体力増進のためにスポーツジムに通う行為、単身者が夕食を摂るために食堂を使用する行為などはどのように判断されるのでしょうか??? ご自身が思い当たる行為をこの記事に照らし合わせてください。

なお、次回の内容は 一年単位の変形労働時間制 です。

Computer Virus 対策室

振り込め詐欺の被害と同様に、ウィルス感染の被害も後を絶ちませんね。結果的に愉快犯で終わったとしても、感染後の復旧に費やす時間と労力は相当なものです。また、ビジネスでコンピュータを使用している場合は、感染した事実そのものが対外的な信用を失いかねませんし、失った信用を回復するには、ウィルス感染の復旧に費やす時間と労力とは比べモノにならないバク大なものとなるハズです。毎回連載とは行きませんが、次(々?)回からビジネスでPCを利用する一人として、基本的な対策を掲載します。

社会保険労務士 西川事務所 One Stop & One Click
電子就業規則
e-Working Regulations

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

ご存知ですか? こんな制度

定年退職者等の失業手当の受給期間の延長

離職して雇用保険の基本手当(いわゆる失業手当)を受け取る資格がある場合は、基本手当の受給期間は、原則として離職した日(最終在職日)から1年以内です。1年を経過すると、基本手当をすべて受け取っていても、残りを受け取る権利はなくなります。

しかし、60歳以上の定年、または60歳以上の定年後の勤務延長もしくは再雇用の期間の終了が離職の理由である場合は、「求職の申込みをしない」旨を職安に申し出ることにより、受給期間を最長で2年以内に延長(傷病や出産を理由とする延長とは別物)することが可能です。

「長く働いたことだし、少し休息してみようかな。」

受給期間の延長は、離職した日の翌日から2ヶ月以内に、受給期間延長申請書に職場から交付された離職票を添えて、ご自身の住所を管轄する職安に申し出る必要があります。基本手当を受け取っていない間は、年金を全額受け取ること、健康保険の扶養になることが可能です。